

褒賞授与推薦にあたっての注意事項

本表彰に際し、原則として下記授与基準（内規）を設けておりますので、ご参考までにお知らせいたします。

記

1. 個人表彰

住職＜推薦者は組長＞

住職として、永年に亘り寺院機能を積極的に推進し、また教化団体（日校・仏青・仏婦・仏壮・その他）を組織運営するなどの門信徒教化育成に努め、その実績が他の模範となる者。

坊守・衆徒・寺族＜推薦者は組長＞

住職をよく補佐し、寺門の護持発展と教化活動の推進に尽くし、その実績が他の模範となる者

門信徒＜推薦者は住職＞

寺院護持への多大な業績があると共に、宗門の興隆に寄与され、他の模範と思われる者。

2. 団体表彰

寺院

寺院機能が積極的に推進されると共に宗門護持の業績が他の模範であり、組会において推薦された寺院。

所属団体

教化団体としての組織運営が他の模範であり、宗門興隆に対する功績が抜群である団体。

3. 表彰原則

褒賞規定施行条例第3条3項に基づき、推薦者又は被推薦者が僧侶で賦課金を怠納の場合、褒賞推薦書類を受理いたしませんのでご注意願います。

門信徒表彰については、1ヶ寺あたり、本山に登録されている門徒戸数20戸につき1名を対象とさせていただきます。

以上